

道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）企画提案者選考実施要領

1 業務の名称

道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）

2 趣 旨

この要領は、道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）企画提案者選考会議（以下「選考会議」という。）が実施する、道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）の企画提案者選考方式による委託先の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

3 業務の内容

別紙「道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）企画提案用仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 選考方法

- (1) 本選考は公募とし、選考の対象は別に定める期限までに参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）とする。
- (2) 選考会議は、参加者に対して、実力書及び企画提案書の提出を要請する。
- (3) 参加表明書の提出がない場合には、本企画提案者選考を無効とし、本選考の実施を中止する。
- (4) 選考会議は、(2)の規定により提出された実力書に関する評価による審査（以下「1次評価」という。）を行うとともに、企画提案書に関する提案説明（プレゼンテーション）（以下「プレゼンテーション」という。）の機会を設け、企画提案書に関する評価及びプレゼンテーションに関する評価（以下、「2次評価」という。）を行う。
- (5) 選考会議は、書類審査及びプレゼンテーションをもとにした総合評価により、委託候補者1者及び次席者1者を選考する。
- (6) (4)に規定する書類審査及びプレゼンテーションでは、実力書、企画提案書の記載項目に基づき設定する評価項目ごとにより行うこととする。
- (7) (4)に規定する実力書をもとにした評価による書類審査は事務局が行い、選考会議の承認を得ることとする。また、企画提案書及びプレゼンテーションの評価は、各委員が個別に行うものとする。
- (8) (5)に規定する総合評価について、最高得点の者が複数ある場合は、選考会議に諮って決定するものとする。

5 応募要領

道の駅整備・管理運営事業者選定アドバイザー業務委託（その1）企画提案者選考応募要領（以下「応募要領」という。）には、次の各号に掲げる項目を明示するものとする。

- (1) 企画提案者選考の概要
- (2) 応募要領等の公開
- (3) 参加資格
- (4) 参加表明書、実力書及び企画提案書の提出
- (5) プレゼンテーション
- (6) 評価基準
- (7) 選考方法
- (8) 結果の通知
- (9) 失格
- (10) 業務契約
- (11) その他
- (12) 参考資料

6 参加表明書、実力書及び企画提案書

参加表明書、実力書及び企画提案書の様式などは別途「応募要領」に定めるものとする。

7 選考会議の設置等

参加表明書、実力書及び企画提案書提出者への書類審査及びプレゼンテーションの評価を行い、委託候補者を厳正かつ公平に選考するため、選考会議を設置する。なお、選考会議の要綱を定め、組織、会議、意見の聴取及びその他必要な事項について明示するものとする。

8 選考結果の通知

選考結果は、書面により通知するものとし、郵送するものとする。

9 選考結果の公表

選考結果は評価の公正性、透明性、客観性を示すため、委員長及び各委員の個別の評価結果を合計した総合的な評価結果を市のホームページにて公表する。参加表明書、実力書及び企画提案書に対する情報公開請求があった場合は、著作権等に関する公開範囲について提出者と協議を行い、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 61 年条例第 2 号）に基づき公開する。

10 市から提供する資料

- (1) 茅ヶ崎市総合計画（※本市ホームページ参照）
- (2) 公民連携推進のための基本的な考え方（改訂版）（※本市ホームページ参照）
- (3) 茅ヶ崎市道の駅基本計画（※本市ホームページ参照）
- (4) 茅ヶ崎市道の駅整備に係る官民連携手法検討調査業務委託概要版（電子データの提供）
- (5) 交通協議図面抜粋

※本市ホームページアドレス：<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>（参考）

1.1 選考後の提出書類の取り扱い

- (1) 委託先として選考された者を除き、実力書及び企画提案書の副本はすべて返却する。ただし正本については、本市の記録のため、返却しない。
- (2) 返却に要する費用は、市が負担する。

1.2 契約

- (1) 委託先として選考された者との業務委託は、地方自治法第234条第2項（昭和22年4月17日法律第67号）及び同法施行令第167条の2第1項2号（昭和22年5月3日政令第16号）の規定に基づき、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年3月31日規則第15号）に定めるところにより決定する。
- (2) 選考結果は、市の契約その他の行為の意思決定である支出負担行為のための手続きが完了するまでは、市における規約上の効果はもたない。
- (3) 委託契約の締結日は、令和3年6月11日（金）を予定する。

1.3 その他

本件に係る一切の連絡窓口は、茅ヶ崎市経済部産業振興課に限るものとする。